

吉田地域自治振興会会則

(名称)

第1条 本会は、吉田地域自治振興会と称し、事務所を吉田公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、吉田地域の振興と活性化を図るための諸施策を策定し、その推進に当たる。

2 地域内の身近な課題は、地域住民の自らの判断と責任により解決に努め、良好な地域社会の維持及び形成を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一. 地域の産業、教育、文化、福祉等の振興に関すること。
- 二. 地域の交通、道路等整備促進、防災、環境に関すること。
- 三. 地域の観光事業に関すること。
- 四. 各種事業の請願、要望に関すること。
- 五. その他本会の目的達成に関すること。

(会員)

第4条 本会は、吉田地域の全世帯を会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一. 会長 1名
- 二. 副会長 3名
- 三. 常任委員 32名以内
 - 内訳 1. 各集落区長 11名
 2. 各種団体の代表者 18名
 3. 地元市議会議員、吉田公民館長
 4. 有識者として会長の指名する者
- 四. 代議員 各地区の会代表者 25名以内（婦人会・青年会・等・・・）
- 五. 監事 2名
- 六. 事務局長 1名
- 七. 顧問 若干名

(役員の選出)

第6条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- 一. 会長、副会長は地区区長11名を選考委員として選出し、総会の承認を得る。
- 二. 監事、事務局長、顧問は常任委員会で選出し総会で承認を得る。

(役員の任期)

第7条 本会の、役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、集落区長はその任期中とする。

- 2 役員の任期中に変更があった時は、後任者は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時、又は会長が欠けた時はその任を代行する。また、各専門委員会の長は、副会長三名がその任に当たる。
- 3 常任委員は、会の計画立案を審議する。
- 4 代議員は、地域内の情報等を集約し、会の推進の任に当たる。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会務及び会計を処理する。
- 7 顧問は会長の諮問に応じる。

(役員の報酬等)

第9条 役員及び委員に報酬又は費用弁償等を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、常任委員会、幹事会とする。会議は、必要に応じ会長が招集し、議長は、会長がその任に当たる。

- 2 本会は、役員総会を以て最高議決機関とし、年1回定例に開催し会の方針を決定する。尚、必要に応じて臨時会を開くことが出来る。
- 3 総会議案は出席者の過半数以上の賛成を以て成立する。
- 4 本会は、事業の遂行のため常任委員会、幹事会等を随時開催する。
- 5 常任委員会は、会長、副会長、常任委員、事務局長で構成する。
- 6 幹事会は、会長、副会長、区長部会長、市議会議員、事務局長で構成する。

(委員会及び特別委員会)

第11条 本会は第3条の事業を推進するため、常任委員を各専門委員会（総務防災環境福祉・産業建設・教育文化）に委嘱し、委員会を構成し、事業についての審議を行いその事業の進捗を図る。なお、委員長は必要に応じ特別に委員を選任することができる。

また、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の役員選出は、常任委員会で行う。
- 3 特別委員会の役員の任期は、会の内容によりその都度定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、負担金、市交付金及びその他の収入を以てこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(監査)

第14条 監査は、年1回以上行い、総会において報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この会則の定めのほか、必要な事項は別にこれを定める。

附則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、令和 1 年 4 月 1 日より施行する。